○経済産業省告示第百三十一号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、仙台箪笥を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　伝統的工芸品の名称

仙台箪笥

二　伝統的な技術又は技法

1　木地加工は、次の技術又は技法によること。

(一)　本体の部材の接合は、次の技術又は技法によること。

(イ)　側板に対する棚板の接合は、大入れ組手、蟻ほぞ、方胴付板ほぞ又は剣留め両胴付組手によること。

(ロ)　側板に対する地板の接合は、組み接ぎ又は片胴付板ほぞによること。

(ハ)　天板と側板との接合は、組み接ぎ、前留め組み接ぎ、前留めあり組又は前留め隠しあり組みによること。

(ニ)　天板、棚板及び地板に対する仕切り板の接合は、蟻ほぞ、片胴付板ほぞ又は剣留め両胴付組手によること。

(ホ)　背板の接合は、平打ち付継ぎ又は大入れ継ぎによること。

(二)　台輪を付ける場合には、次の技術又は技法によること。

(イ)　四方台輪、えぐり出し台輪及び車台輪における前板と側板との接合は、外留及び内素胴付追い入れ組みによること。

(ロ)　猫脚台輪における幕板と脚部との接合は、板ほぞ組みとすること。

(三)　引出しの部材の接合は、次の技術又は技法によること。

(イ)　前板と側板との接合は、素胴付切欠き組手、ほぞ組手又は蟻ほぞ組手とすること。

(ロ)　側板と向板との接合は、三枚ほぞ組手とすること。

(四)　とびらを付ける場合の部材の接合は、本核ほぞ付留め組、隠雇小ざね入留め組又は雇いざね入留め組によること。

2　塗装は、次の技術又は技法によること。

(一)　木地呂漆塗にあっては、生漆を用いて下地を行い、木地呂漆を用いて上塗した後、上塗研ぎをし、「胴摺り」をすること。

(二)　ふき漆塗にあっては、生漆を繰り返し塗付した後、精製生漆又は透漆を用いて「仕上げふき」をすること。

3　金具の製造は、次の技術又は技法によること。

(一)　「輪郭彫り」は、手作業により彫り鏨、魚々鏨及び線彫り鏨を用いて行うこと。

(二)　「打ち出し」は、手作業により打ち出し鏨、鉛台及び金槌を用いて行うこと。

(三)　「切り落し」は、手作業により切り鏨、抜き鏨及び金槌を用いて行うこと。

(四)　「ヤスリがけ」は、手作業によりヤスリを用いて行うこと。

(五)　「象がん」は、手作業により真鍮及びホウ酸を用いて行うこと。

(六)　蝶番、錠、鍵及び補助金具作りは、手作業によること。

(七)　引き手作りは、手作業により「わらびて型」、「もっこ型」、「ひるて型」又は「角手型」に鎚打ちし成形すること。

(八)　さび止め及び仕上げは、鉄製の金具にあっては、真綿又は漆を焼き付け、ろうを塗り布で磨き、銅製の金具にあっては、硫化物を用いて行うこと。

三　伝統的に使用されてきた原材料

1　木地は、ケヤキ、クリ、スギ、ヒノキ、キリ若しくはニレ又はこれらと同等の材質を有するものとすること。

2　漆は、天然漆とすること。

3　金具は、鉄製、銅製、銀製又は真鍮製とすること。

四　製造される地域

宮城県　仙台市
塩竈市
東松島市
黒川郡富谷町及び大衡村
柴田郡柴田町
遠田郡涌谷町
宮城郡利府町
亘理郡亘理町

五　指定年月日

平成二十七年六月十八日

○経済産業省告示第百三十二号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、江戸べっ甲を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　伝統的工芸品の名称

江戸べっ甲

二　伝統的な技術又は技法

1　生地の表面は、雁木、キサギ、トクサ等を用いて、平らにすること。

2　生地は、鏝又は金ばんを用いて熱し、万力等を用いて圧することにより張り合わせること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

使用する素材は、タイマイの甲羅、爪甲及び腹甲とすること。

四　製造される地域

東京都　台東区
文京区
豊島区
荒川区
練馬区
江戸川区
墨田区
板橋区
江東区
北区
千代田区
中野区
港区
埼玉県　入間市
越谷市
深谷市
大里郡寄居町
比企郡嵐山町
千葉県　市川市
松戸市
流山市
群馬県　太田市
栃木県　佐野市
山梨県　大月市
茨城県　桜川市

五　指定年月日

平成二十七年六月十八日

○経済産業省告示第百三十三号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、東京アンチモニー工芸品を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十七年六月十八日

経済産業大臣　宮沢　洋一

一　伝統的工芸品の名称

東京アンチモニー工芸品

二　伝統的な技術又は技法

1　鋳型造りは、次の技術又は技法によること。

(一)　金型であること。

(二)　彫刻は、手作業により鏨及び刻印を用いて行うこと。

2　鋳造は、「戻し吹き」、「焼き吹き」、「地金吹き」又は「冷や吹き」によること。

3　鋳造した生地は、「マトメ」及び鍍金をすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料

鋳物の素材は、アンチモニー合金とすること。

四　製造される地域

東京都　台東区
墨田区
荒川区
葛飾区
港区
足立区
江東区
千葉県　我孫子市
市川市

五　指定年月日

平成二十七年六月十八日